

令和3年度 第12回議事録

井原市農業委員会

令和4年3月7日（月）

1 招集日時 令和4年3月7日(月) 午後1時30分

2 開会日時 令和4年3月7日(月) 午後1時28分

3 閉会日時 令和4年3月7日(月) 午後2時17分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

| 議席 番号 | 氏 名 | 出欠等の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠等の別 |
|----------|---------|-------|----------|---------|-------|
| 1 | 欠員 | | 9 | 佐 能 直 樹 | 出 席 |
| 2 | 早 川 康 史 | 出 席 | 10 | 田 中 敏 子 | 〃 |
| 3 | 田 中 昭 和 | 〃 | 11 | 川 上 茂 | 〃 |
| 4 | 山 岡 宏 子 | 〃 | 12 | 三 村 多美子 | 〃 |
| 5 | 石 井 昭 子 | 〃 | 13 | 簀 戸 利 昭 | 〃 |
| 6 | 澤 木 功 | 〃 | 14 | 佐 藤 千恵子 | 〃 |
| 7 | 金 澤 憲 男 | 〃 | 15 | 森 永 忠 義 | 〃 |
| 8 | 坂 屋 友 治 | 〃 | 16 | 上 野 博 幸 | 〃 |

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

| 担当 区域 | 氏 名 | 出欠等の別 | 担当 区域 | 氏 名 | 出欠等の別 |
|----------|---------|-------|----------|---------|-------|
| 1 | 佐 藤 尚 孝 | 出 席 | 4 | 三 宅 勝 志 | 出 席 |
| 1 | 谷 本 悦 久 | 〃 | 4 | 山 本 哲 章 | 〃 |
| 2 | 斎 藤 俊 二 | 〃 | 5 | 川 上 新太郎 | 〃 |
| 3 | 植 田 隆 志 | 〃 | 5 | 川 上 哲 雄 | 〃 |
| 3 | 黒 木 敬之介 | 〃 | 5 | 三 宅 英 夫 | 〃 |

7 会議に出席した者

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|------|---------|------|---------|
| 局 長 | 中 山 浩 一 | 主任主事 | 吉 田 知 博 |
| 次 長 | 多 賀 浩 恵 | 主 事 | 岩 川 悠一郎 |
| 主任主事 | 八 杉 崇 永 | | |

| | 氏 名 | | 氏 名 |
|-------|-----|--|-----|
| 傍 聴 人 | | | |

8 提出議案

| 議案番号 | 議 題 |
|----------|------------------|
| 議案第 42 号 | 農地法第 3 条許可申請について |
| 議案第 43 号 | 農地法第 5 条許可申請について |
| 議案第 44 号 | 農用地利用集積計画の同意について |

9 結果

| 議案番号 | 議 題 | 採決結果 |
|----------|------------------|------|
| 議案第 42 号 | 農地法第 3 条許可申請について | 許可 |
| 議案第 43 号 | 農地法第 5 条許可申請について | 許可 |
| 議案第 44 号 | 農用地利用集積計画の同意について | 同意 |

1 0 議事録署名委員の番号、氏名

| | | |
|------------|-------|-----------|
| 井原市農業委員会会長 | 1 5 番 | 森 永 忠 義 |
| 井原市農業委員会委員 | 1 3 番 | 箕 戸 利 昭 |
| 井原市農業委員会委員 | 1 4 番 | 佐 藤 千 恵 子 |

1 1 議事経過の概要

次のとおり

第 12 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 4 年 3 月 7 日 午後 1 時 28 分、会長が第 12 回 農 業 委 員 会 の 開 会 を 宣 した。

会 長 だんだんと春を感じる季節になってきました。井原のコロナは昨日の時点で 473 人ということで、減少傾向にはなかなかなってきません。今までの近所のコミュニティも徐々に薄れてきていまして、これが習慣化するのではないかとやっている人もいます。そうならないように、コロナ対策をしっかりとって頑張っていきたいと思っております。

ロシアがウクライナを攻めています、今の世の中で戦争を始めるなど、とんでもない考えだと思います。正気の沙汰ではないと思います。11 年前に東日本大震災の津波の映像をテレビで見た時に、映画のシーンかなと思ったところですが、形は違いますが今回の映像もウクライナでは現実に行っていることですから、我々日本人も平和ボケをしないように、将来を見据えた中での行動、考え方をしていかなければいけないと思います。

農地中間管理機構制度が 2014 年にできまして、これまで総額で 1252 億円の予算があてられたわけですが、そのうちの 19%、238 億円が余っているという記事が出ていました。やはり中間管理機構自体が上手く浸透していないということです。なぜ浸透しないのかというと、井原も中山間地域ですが、構造改善が進んでいない、まとまった土地を手に入れるのが難しいということがあります。また、都市部では土地を集めると言っても点在している土地はなかなか難しいというのが要因だということです。集約率は岡山県が 25.3%で、広島県が 25.1%ということです。私が今 4.3ha 作っていますが、中間管理機構を通してものが 8~9 割あります。皆様方も今後しっかり前に進めていただければと思います。

2021 年産米の食味ランキングで、岡山県のきぬむすめが連続で特 A 米になっています。その次の A ランクにヒノヒカリとアケボノが入っています。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、13 番席の箕戸利昭委員、14 番席の佐藤千恵子委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。本日は、農業委員、推進委員ともに全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 42 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 43 号農地法第 5 条許可申請について、議案第 44 号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ短時間で終わりたいと思います。事務局の説明のうち、事前にお配りしております議案に記載してある事柄は可能な限り省略し、簡潔に説明するようにいたします。

それでは、議案第 42 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 今月の議案第 42 号農地法第 3 条許可申請は 5 件で、すべて所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。譲受人に話をうかがいました。申請地は、田としては水利が良くなく、譲渡人は耕作を辞められていて、今後も耕作する意思は無いということです。荒れると周りに迷惑がかかるということで、東隣の自分の土地とあわせて畑として耕作したいということです。問題無いと考えております。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲渡人の両親が、以前譲受人の隣に住まわられていて、今は亡くなって譲渡人が土地の面倒を見ています。譲受人の土地とくっついた形になっていますので、以前から小作地として利用されていました。ここで話がついて、譲り受けることになったそうです。今後はソバや果物や野菜を作りたいということです。この地域については、荒れている土地を探す方が難しいよ

うな立派な土地です。別に問題はありません。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。譲受人に話をうかがいました。申請地は●●●●から
北へ1km弱の所にあります。譲受人と譲渡人は同級生で、譲受人の所有してい
る田が隣にあります。譲渡人は数年前から耕作されておらず、年数回の草刈り
で管理されていました。もう管理するのが大変だということで、今回の申請に
なったということです。譲受人は隣の田でダイズを作っています。申請地も地
目は田ですが、同じように畑としてダイズを植えたいということでした。問題
無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲受人と譲渡人は古い親戚関係ということです。譲受人は、兼業農家で十何年前から譲渡人の田を全部利用権設定して作っています。申請地の周辺は、昔はモモ団地だったのですが、現在はブドウの地域になっていて、ブドウを作る方がだんだん増えています。申請地の畑は、今現在は荒れています。赤土の良い土なので、ゴボウや野菜を作りたいということです。問題は無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。譲渡人は最近施設に入居されまして、息子さんは市外に居住されていて、管理ができないということです。譲受人は井原市で家を探されていて、ここが良かったということです。ご夫婦で野菜と水稻を計画されています。また、いずれはシイタケに取り組みたいと話しておられました。問題無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、議案第 43 号農地法第 5 条許可申請についてを議題とします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 43 号農地法第 5 条許可申請は 9 件で、所有権の移転に関するものが 5 件、賃貸借権の設定に関するものが 4 件です。それでは、1 番について説明いたします。

1 番の第 5 条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、譲受人は人材派遣業を営む会社で、申請地の南側に隣接する住宅を購入し、社員寮とするため、申請地についても一体的に購入して、宅地を拡張し、物置を設置するものです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●●番席の●●です。2 月 25 日に会長、●●委員、私と事務局の 2 人で現地確認をしました。場所は●●●●の●●を挟んで東側で、住宅とその裏の田と一緒に買うということです。住宅は社員寮として、田は埋め上げて物置を置くと

ということです。雨水は既存の水路がございまして、問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●の東側で、以前●●●●があった所の北側です。譲渡人は、以前はこちらへお住まいだったのですが、もう処分するということで、裏側の田も一緒にということです。水路は北側に、西に向かって流れています。両隣の人にも話を聞いたところ、近所へも相談があったということで、別に問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番から5番は関連案件ですから、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番から5番の第5条の賃借人株式会社●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、賃借人は●●●●を営む会社で、●●地区への出店を計画しました。店舗の立地条件として、主要な道路の交差点の角地である必要があり、●●地区では申請地しか適地が無いため、申請地及び隣接地を借り受けて、店舗及び駐車場を整備して●●●●を経営し、駐車場のうち一部については隣接する●●●●に貸し出すものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●線から●●●●へ入る交差点の角です。道の高

さまで埋め上げるそうです。●●●●と、店舗の脇に駐車場を作って貸すという事です。南側は雑種地ですが、出入道として借りるという事です。既存の水路も下水道も完備されていますので、問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●が出店するという事です。許可を受けて工事を始めて、秋頃には開店したいという事です。水路は全周にありまして、南側を斜めに走っている水路は●●●●の幹線です。当初は●●道からこの水路を跨いで入るような設計を持ってきましたが、なかなか上手いことにならず、隣の●●●●の雑種地を借用することになりました。排水は公共下水が来ています。●●●●は、●●、●●、●●とあって、間の●●にありませんから、ここにできて良いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは本件は転用面積が 3,000 m²以上のため、許可意見として岡山県農業会議に諮問することとし、許可を適当とする答申があった場合は、許可処分を行うこととしてよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可意見として諮問いたします。
続きまして、6番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 6番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、譲受人が現在暮らしている住宅が老朽化したため建て替えを検討したが、土石流警戒区域内にあるため、建て替えではなく、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。2筆の畑の南側の一部に宅地があって、3筆を一体にして住宅をつくるということです。場所は●●●●から100m程北の所で、周りは殆ど住宅です。排水路もあり、北側の道に公共下水道も来ていますので、別に問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。昨年、一昨年と部分的に転用して、住宅地になっている場所です。今回の件で、周りはほぼ宅地になります。南側は建築中の住宅や、もう住んでおられる住宅が建っています。雨水、公共下水道それぞれ完備している所で、条件は十分に整っています。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、7番と8番は関連案件ですから、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局 7番と8番の第5条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は不動産業を営む会社で、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、申請地及び隣接地を譲り受けて分譲宅地11区画を整備し、販売するものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●から北へ少しの所で、3枚の田になっています。●●●●線から、真ん中に道路を付けて、両側に区画をされるそうです。雨水も既存水路がありますし、公共下水も通っているので、周りには迷惑が無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲渡人の2人はきょうだいで、持っておられる土地を分譲地として売られるということです。学校が近いということで分譲住宅を計画されたそうです。雨水は既存水路、家庭排水は公共下水道へ排水するということで、別に問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、9番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 9番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は近隣で●●を経営しており、土日の参拝者が増えて、●●内では駐車場が不足するため、●●に近い申請地を譲り受けて、信者用の露天駐車場を整備するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●線から●●●●の方へ入って、●●●●から北へ 4

～500m入った交差点の所です。譲受人の●●から200m程の所にあるのですが、そのまま駐車場として使うということです。周りは田がありますが、水路はそのまま使えるので問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地の近くに譲渡人の家があったのですが、もう市外へ出られて誰も住んでおられないということで、譲受人が宅地と一緒に田も買い取るという話になったとのこと。元々小作がされていた土地ですが、小作人との話も済んでいます。雨水排水は、周りに農業用水路がありますので、問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

次の案件は、私の自己に関する事項になりますので、議事進行は会長職務代理に引き継ぎます。

会長代理 続きまして、議案第44号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。

この案件は、●番席の●●会長の自己に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入席していただきます。

では、●●会長、退席願います。

(●●●●会長 退席)

会長代理 それでは、事務局から説明願います。

事務局 令和4年3月14日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。

 以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長代理 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会長代理 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会長代理 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会長代理 異議なしと認め、同意と決定しました。
 では、●●会長に入席していただきます。

(●●●●会長 入席)

会長代理 会長が戻られましたので、議事進行は会長に引き継ぎます。

会 長 以上をもちまして、本日提案されました3件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午後2時17分